

第52回定時株主総会の招集に 際しての電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会 社 の 現 況 に 関 す る 事 項

- (1) 主 要 な 事 業 内 容
- (2) 主 要 な 営 業 所
- (3) 使 用 人 の 状 況
- (4) 主 要 な 借 入 先 の 状 況
- (5) その他会社の現況に関する重要な事項

株 式 の 状 況

新 株 予 約 権 等 の 状 況

社 外 役 員 の 状 況

会 計 監 査 人 の 状 況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社アトム

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付
請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、直営・FC飲食チェーン（カラオケ店含む）の経営を主要事業としております。

セグメント	ブランド	業態
レストラン事業	ステーキ宮	ステーキ・ハンバーグ
	和牛ステーキ桜	ステーキ・ハンバーグ
	カルビ大将	焼肉
	味のがんこ炎・がんこ亭	焼肉
	にぎりの徳兵衛	寿司
	海鮮アトム	寿司
	廻転すし海へ	寿司
	かつ時	とんかつ
	小さな森珈琲	カフェ
居酒屋事業	いろはにほへと	居酒屋
	寧々家	居酒屋
	暖や	居酒屋
	やきとりセンター	居酒屋
	ぎんぶた	居酒屋
	甘太郎	居酒屋
カラオケ事業	時遊館	カラオケ

(2) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

- ① 本店 神奈川県横浜市西区
- ② 名古屋事業所 愛知県名古屋市千種区
- ③ 仙台事業所 宮城県仙台市青葉区
- ④ 店舗 直営345店舗 FC10店舗

地 域	直 営 店 舗 数	F C 店 舗 数	合 計
青 森 県	9店	—	9店
岩 手 県	15店	—	15店
宮 城 県	25店	—	25店
秋 田 県	11店	—	11店
山 形 県	10店	—	10店
福 島 県	19店	—	19店
茨 城 県	25店	—	25店
栃 木 県	24店	—	24店
群 馬 県	9店	—	9店
埼 玉 県	8店	—	8店
千 葉 県	7店	—	7店
東 京 都	3店	—	3店
神 奈 川 県	3店	—	3店
新 潟 県	9店	—	9店
富 山 県	4店	—	4店
石 川 県	5店	—	5店
福 井 県	21店	—	21店
山 梨 県	4店	—	4店
長 野 県	15店	—	15店
岐 阜 県	26店	3店	29店
静 岡 県	9店	—	9店
愛 知 県	56店	6店	62店
三 重 県	8店	1店	9店
滋 賀 県	5店	—	5店
京 都 府	2店	—	2店
大 阪 府	4店	—	4店
兵 庫 県	4店	—	4店
奈 良 県	1店	—	1店
山 口 県	1店	—	1店
福 岡 県	1店	—	1店
熊 本 県	1店	—	1店
宮 崎 県	1店	—	1店
合 計	345店	10店	355店

(3) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
レストラン事業	415 (2,326) 名	75名減 (699名増)
居酒屋事業	93 (373) 名	39名減 (144名増)
カラオケ事業	33 (140) 名	6名減 (55名増)
全社	146 (3) 名	9名減 (-)
合計	687 (2,842) 名	129名減 (898名増)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
687名 (2,842) 名	43.1歳	12.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員は除く）は、（ ）内に1日8時間換算による年間平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみを記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社として記載されている従業員数は、本部に所属しているものであります。
5. 前事業年度末に比べ従業員数が129名減少し、臨時従業員数が898名増加しておりますが、これは、男女賃金差異等の区分と合わせるため有期契約社員48名、嘱託社員3名を臨時従業員の数値に振り替えたこと、臨時従業員の年間平均雇用人数の算出方法を年2,064時間に変更したこと、前事業年度における新型コロナウイルス感染症による店舗数の減少、時短・休業店舗が通常営業に戻ったことによるものです。

また、当社の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前事業年度末比増減
男性	588名	83名減
女性	99名	46名減

(4) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,016
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	923
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,075
株 式 会 社 東 和 銀 行	875

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	2,000百万円

(5) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2023年3月31日現在）

<普通株式>

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 299,999,978株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 193,559,297株 |
| (3) 株主数 | 207,565名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）					合計	持株比率（%）
	普通株式	第2回優先株式	第3回優先株式	第4回優先株式			
株式会社コロワイド	79,544,166	5	5	10	79,544,186	41.19	
JP MORGAN CHASE BANK 385781	760,421	—	—	—	760,421	0.39	
株式会社足利銀行	500,988	—	—	—	500,988	0.26	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	500,400	—	—	—	500,400	0.26	
BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC	466,509	—	—	—	466,509	0.24	
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	461,387	—	—	—	461,387	0.24	
JP MORGAN CHASE BANK 385765	450,608	—	—	—	450,608	0.23	
モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	316,798	—	—	—	316,798	0.16	
JP MORGAN CHASE BANK 385770	260,800	—	—	—	260,800	0.14	
SIX SIS FOR SWISS NATIONAL BANK	250,600	—	—	—	250,600	0.13	

(注) 1. 当社は、自己株式を453,465株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（453,465株）を控除して計算しております。

<当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び執行役員に対し交付した株式の状況>

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7,000株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	—株	—名
監査等委員である取締役	—株	—名
執行役員	2,000株	2名

(注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

<優先株式>

I 第2回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

(注) 第2回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第2回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第2回優先株式を有する株主（以下「第2回優先株主」という。）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下「第2回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第2回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第2回優先中間配当金が支払われた場合、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第2回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第2回優先配当金」という。）については、第2回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第2回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第2回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第2回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して、累積未払第2回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第2回優先配当金相当額及び第2回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第2回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第2回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第2回優先株式の転換請求と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第2回優先株主が保有する第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間
第2回優先株主が転換請求することができる期間は、2009年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第2回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第2回優先株式の強制転換と引換えに第2回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第2回優先株主が保有する第2回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8)取得条項②(強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日(以下「強制取得日」という。)において、第2回優先株式を取得(以下「強制取得」という。)することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産(金銭に限る。)の金額(以下「償還価額」という。)は、第2回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第2回優先配当金相当額及び日割未払第2回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第2回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 第2回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得金額を含む。)の合計額を控除した金額を限度とする。

(9)種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第2回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款変更(株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。)
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10)譲渡制限

第2回優先株式の譲渡又は取得については、第2回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11)優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12)議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13)異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

II 第3回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 5株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

(注) 第3回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第3回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第3回優先株式を有する株主（以下「第3回優先株主」という。）又は第3回優先株式の登録株式質権者（以下「第3回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第3回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第3回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第3回優先中間配当金が支払われた場合、第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第3回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第3回優先配当金」という。）については、第3回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第3回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第3回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第3回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、累積未払第3回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第3回優先配当金相当額及び第3回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第3回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第3回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の転換請求と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{交付する} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{第3回優先株主が提出した第3回} \\ \text{優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間
第3回優先株主が転換請求することができる期間は、2010年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第3回優先株式の強制転換と引換えに第3回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{交付する} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\text{第3回優先株主が保有する第3回} \\ \text{優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項② (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、第3回優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、第3回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第3回優先配当金相当額及び日割未払第3回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第3回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (d) 第3回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第3回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款変更（株式の種類追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第3回優先株式の譲渡又は取得については、第3回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の剰余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

III 第4回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12株 |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

株式会社東和銀行

(注) 第4回優先株式の内容は、次のとおりです。

(1) 単元株式数

1株

(2) 第4回優先配当金の額

- (a) 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、第4回優先株式を有する株主（以下「第4回優先株主」という。）又は第4回優先株式の登録株式質権者（以下「第4回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第4回優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「第4回優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第4回優先中間配当金が支払われた場合、第4回優先配当金の支払いは、第4回優先中間配当金を控除した額による。

$$\text{優先配当金} = 100,000,000\text{円} \times 1.50\%$$

- (b) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき第4回優先配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。
- (c) ある事業年度において、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第4回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第4回優先配当金」という。）については、第4回優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に支払う。
- (d) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、第4回優先配当金を超えて配当を行わない。

(3) 第4回優先中間配当金の額

- (a) 当社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行う場合、当社は、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株式1株につき第4回優先配当金の2分の1に相当する額（以下「第4回優先中間配当金」という。）を支払う。
- (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき第4回優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主又は普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。

(4) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対して、累積未払第4回優先配当金相当額を支払う。
- (b) 第4回優先株主又は第4回優先登録株式質権者に対しては、累積未払第4回優先配当金相当額及び第4回優先株式1株につき100,000,000円の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。

(5) 議決権

第4回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権（転換請求権）

- (a) 第4回優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、第4回優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。
- (b) 転換請求と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 転換請求と引換えに交付する株式の数
第4回優先株式の転換請求と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{転換請求のために提出した第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (d) 転換価額
転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 転換請求可能期間
第4回優先株主が転換請求することができる期間は、2011年10月1日からとする。
- (f) 転換請求受付場所
株式会社アトム 総務部 総務課
- (g) 転換請求の効力の発生
転換請求の効力は、当社所定の転換請求書が前記の転換請求受付場所の営業時間内に当該転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 取得条項①（強制転換）

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、第4回優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。
- (b) 強制転換と引換えに交付する財産の内容
当社普通株式
- (c) 強制転換と引換えに交付する株式の数
第4回優先株式の強制転換と引換えに第4回優先株主に対して交付する株式の数は以下のとおりとし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

$$\text{交付する株式数} = \frac{\text{第4回優先株主が保有する第4回優先株式の払込金額の総額}}{\text{強制転換価額}}$$

- (d) 強制転換価額
強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

(8) 取得条項② (強制償還)

- (a) 当社は、本項に定める条件に従い、2013年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日 (以下「強制取得日」という。) において、第4回優先株式を取得 (以下「強制取得」という。) することができる。
- (b) 強制取得と引換えに交付する財産 (金銭に限る。) の金額 (以下「償還価額」という。) は、第4回優先株式1株につき100,000,000円に強制取得日現在における累積未払第4回優先配当金相当額及び日割未払第4回優先配当金相当額を加えた額とする。
- (c) 日割未払第4回優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る第4回優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日 (いずれも同日を含む。) までの実日数で日割計算した額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。
- (d) 第4回優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。
- (e) 強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当し又は支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行又は決定された金額 (他の種類の株式の取得金額を含む。) の合計額を控除した金額を限度とする。

(9) 種類株主総会

当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき第4回優先株主による種類株主総会の決議を要しない。

- (a) 定款変更 (株式の種類追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。)
- (b) 株式の併合又は分割
- (c) 株式の株主割当て又は無償割当て
- (d) 新株予約権の株主割当て又は無償割当て

(10) 譲渡制限

第4回優先株式の譲渡又は取得については、第4回優先株主又は取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 優先順位

- (a) 当社の優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (b) 当社の残余財産を分配するときは、当社普通株式、第2回優先株式、第3回優先株式及び第4回優先株式に係る残余財産の配当の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したため。

(13) 異なる数の単元株式数を定めている理由

株式会社ジクトの吸収合併に伴う割当交付にあたり、既存株主への影響を考慮したため。

新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

社外役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い額としております。

(2) 社外取締役にに関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）才門麻子氏は、株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役及びカップ・クリエイト株式会社の社外取締役であります。カップ・クリエイト株式会社は当社の親会社である株式会社コロワイドの子会社であります。当社と株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）清水令奈氏は、株式会社CHANCE for ONEの代表取締役及び世紀東急工業株式会社の社外取締役であります。株式会社CHANCE for ONE及び世紀東急工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 才 門 麻 子	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、経営者としての知見を踏まえ、店舗運営やマーケティングの豊富な経験と専門的な知識に基づき適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>
取締役（監査等委員） 清 水 令 奈	<p>2022年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、2022年6月22日就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないため、独立役員に指定しております。</p>

- (注) 1. 親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額
取締役（監査等委員）が、当事業年度の在任期間中において、当社の親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬額の総額は4百万円であり
ます。
2. 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づ
き、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。
3. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である人事労務に係る相談サービス業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人 トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念及び社是・モットー並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の基本方針とすることを徹底する。

代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

また、当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報の保存及び管理は、当社の文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修等の実施により、リスク管理体制の維持・整備を図るものとする。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部長が統括して行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会において、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとする。
当社の内部通報制度に基づき、取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用を負担するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役及び使用人に説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正を確保するために必要な事項であることを全ての取締役及び使用人が深く認識し、その被害防止に向けて体制の整備を行うものとする。
社内での体制としては、反社会的勢力排除に関する統括部署を定め、所轄警察、弁護士と緊密な連携をとり、常に情報の収集を行うとともに、社内教育にも積極的に取り組むものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、コンプライアンスの適切な運用を図るべく、「コンプライアンス規程」を新設し、経営支援部が中心となって、会社全体でのコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。
- ② コンプライアンス意識の更なる向上・維持のため、定期的にコンプライアンス研修を実施し、研修後には確認テストとコンプライアンスに関する誓約書の取得をしております。研修を効果的に行うため、ウェブ環境を整備・推進し、受講しやすい環境を整えております。
- ③ 当社は、経営の健全性確保と企業価値の維持・向上を図るべく、リスクを適切に把握・識別・評価し、低減・是正・改善等のための必要な措置を講じるため、リスク管理基本方針を定めリスク管理を行っております。
- ④ 当社のリスク管理体制は、全ての役職員が能動的にリスク管理に取り組むとの認識のもと、「リスク管理規程」を改定し、3つの防衛線に整理した体制としております。内部監査室より取締役会へリスク管理に関する進捗状況の報告を行い、リスク管理体制の管理・監督をすることとしております。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告を内部監査室による評価を行い、当事業年度における重大な違反はなく、内部統制システムは適切に運用されていると判断しております。
- ⑥ 「内部通報規程」に従い内部通報体制を整備し、通報をより迅速かつ確実に受け付ける体制を整えております。内部通報制度の運用状況を適切に監督するため、通報された内容及び対応状況は当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場に共有されております。
- ⑦ 内部監査室により実施した当社の内部監査結果は、定期的に当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場で報告を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様
の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する恐れのある大規模な買付を
行う者に対しては、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応
をしまいたいと考えます。

株主資本等変動計算書

（ 2022年4月1日から
2023年3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金		資本剰余金 合 計	利益準備金			
当期首残高	100	1,400	9,241	10,641	128	△291	△163	△186	10,391
事業年度中の 変 動 額									
当期純損失						△2,165	△2,165		△2,165
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			3	3				3	7
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の 変動額合計	－	－	3	3	－	△2,165	△2,165	3	△2,158
当期末残高	100	1,400	9,245	10,645	128	△2,457	△2,328	△183	8,233

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7	△7	10,384
事業年度中の 変 動 額			
当期純損失			△2,165
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			7
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	△10	△10	△10
事業年度中の 変動額合計	△10	△10	△2,168
当期末残高	△17	△17	8,216

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

・商品、原材料、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～35年

構築物 2～14年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③ 販売促進引当金

販売促進のための株主優待ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績に基づき翌期以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

当事業年度末における閉店見込店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

災害による損失に備えるため、被災した資産等の原状回復費用等の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供、飲食店の顧客に対する物品の販売及び食品会社に対する物品の卸売り、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

物品の販売による収益は、飲食店における顧客に対する焼肉のたれの販売及び食品会社への卸売りであり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

なお、居酒屋・レストラン等の飲食店運営に係るサービスの提供による収益は、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、景気は持ち直しの動きが見られましたが、ウクライナ情勢や円安を背景とした原材料・エネルギー等の価格高騰の懸念事項も多く、消費活動の本格的な回復は、引き続き先行き不透明な状況が続くと思われまます。

しかしながら、当社におきましては、消費回復に合わせたマーケティング施策の実施により売上高は回復傾向にあります。引き続き、新規出店・業態転換・リモデル等の施策を展開し、新規メニュー提案等のお客様価値の向上と店舗運営のDX化を継続的に実施してまいります。また、従業員の適正な配置転換による人材の活性化、評価制度を導入し、スキルに応じた役割と報酬体系の見直しによる人件費の最適化及びオーナー様のご協力による賃料引き下げ等のコスト面の各種施策を継続的に実施し、収益性の改善を図ってまいります。

レストラン事業については、コロナ禍が顕在化する前の売上高まで概ね回復し、居酒屋及びカラオケ事業については、コロナ禍が顕在化する前の売上高の80%程度まで回復していく仮定を置いて作成した事業計画に基づき、会計上の見積りを実施しております。

固定資産の減損

- ・貸借対照表に計上した金額
有形固定資産 8,895百万円
- ・その他の情報

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、直営店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌事業年度以降の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ・貸借対照表に計上した金額
繰延税金資産 1,758百万円
- ・その他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として以下を供託しております。また、当該発行保証金については、2022年度末において、以下供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律第15条第1項に基づく発行保証金保全契約（契約金額は40百万円）を締結しております。

投資有価証券 15百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,396百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 52百万円
- ② 短期金銭債務 31百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行額	2,000百万円
差引額	2,000百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	26百万円
② 販売費及び一般管理費	117百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途場所	種別	減損損失 (百万円)
直営店舗	建物	695
愛知県30店舗	構築物	41
宮城県10店舗	土地	65
岐阜県9店舗	工具、器具及び備品	184
その他55店舗	リース資産	95
事業所	その他	2
合計		1,084

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、直営店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産他については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、104店舗及び1事業所において当該減少額1,084百万円を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

また、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値と正味売却価額を使用し、直営店舗については使用価値、遊休資産他については正味売却価額により測定しております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローを資本コストの7.48%～8.91%で割り引いて算定し、正味売却価額は固定資産税評価額等を基本に算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末の株式数
普通株式	193,559,297株	—	—	193,559,297株
第2回優先株式	5株	—	—	5株
第3回優先株式	5株	—	—	5株
第4回優先株式	12株	—	—	12株
計	193,559,319株	—	—	193,559,319株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末の株式数
普通株式	462,365株	100株	9,000株	453,465株

(注) 1. 普通株式の増加100株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の減少9,000株は、譲渡制限付株式報酬の自己株式処分による減少であります。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、新規出店時等に契約に基づき貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、コミットメントラインの設定等により安定的に資金調達を行うための複数の手段を確保しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	15	15	0
その他有価証券	102	102	—
(2) 敷金及び保証金	3,885	3,590	△294
資産計	4,002	3,708	△294
(3) 長期借入金（注1）	3,347	3,344	△3
(4) リース債務（注1）	741	751	9
負債計	4,089	4,095	5

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金、1年内返済予定のリース債務はそれぞれ長期借入金、リース債務に含めて表示しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	107

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

3. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	102	—	—	102
資産計	102	—	—	102

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	15	—	—	15
敷金及び保証金	—	—	3,590	3,590
資産計	15	—	3,590	3,605
長期借入金	—	3,344	—	3,344
リース債務	—	751	—	751
負債計	—	4,095	—	4,095

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元金利の合計額を市場金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失の損金不算入、税務上の繰越欠損金等です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	㈱コロワイドMD	—	—	食材等の購入	食材の購入	12,698	買掛金	2,396

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、㈱コロワイドMDから商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

11. 収益認識に関する注記

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしており、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		報告セグメント				その他	合計
		レストラン	居酒屋	カラオケ	たれ		
財・サービスの種類別	サービスの提供	29,265	3,839	1,393	—	—	34,498
	物品の販売	—	—	—	639	—	639
	その他	—	—	—	—	102	102
顧客との契約から生じる収益		29,265	3,839	1,393	639	102	35,239
その他の収益		—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高		29,265	3,839	1,393	639	102	35,239

(注) 1. 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上高で表示しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、給与計算事務等のアウトソーシング事業を含んでおります。なお、アウトソーシング事業は、第2四半期会計期間の期首に親会社の株式会社コロワイドへ業務移管しました。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
 ステップ1：顧客との契約を識別する。
 ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 ステップ3：取引価格を算定する。
 ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供、飲食店の顧客に対する物品の販売及び食品会社に対する物品の卸売り、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務を充足した後の通常の支払期限は、履行義務の充足時点又は1か月であります。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き額等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務の充足時点又は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権は主に居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供、飲食店の顧客に対する物品の販売及び食品会社に対する物品の卸売時に受け取った対価であり、貸借対照表上、流動資産の売掛金に含まれております。

顧客との契約から生じた債権の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	78
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	60

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の信用供与期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 30円98銭
 (2) 1株当たり当期純損失 (△) △11円38銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から1～21年と見積り、割引率は0.00～2.20%を使用し
て資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,398百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	31百万円
見積りの変更による増加額	218百万円
時の経過による調整額	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	△109百万円
期末残高	<u>1,543百万円</u>